

平成30年不第15号 不当労働行為救済申立事件

申立人 東京南部労働者組合 外1名

被申立人 公益財団法人日本知的障害者福祉協会

報 告 書

令和3年5月31日

被申立人代理人

弁護士



頭書事件につき、以下のとおり聞き取り調査を行った結果を報告する。

日 時：令和3年5月19日（水）午後1時

相 手 方：[REDACTED]

聴取内容：末吉事務局長の [REDACTED] について

聴取結果：① 2017年2月から末吉氏の [REDACTED] している。

[REDACTED] としては、[REDACTED] から、[REDACTED]
[REDACTED] というものであって、[REDACTED]
[REDACTED] である。

② [REDACTED] 以外の通常の就労に関しては問題がない。

③ [REDACTED] を考えるだけで [REDACTED] ような状態で
ある。

④ 現在の [REDACTED]
[REDACTED] ことになる。

⑤ [REDACTED] としては [REDACTED] が [REDACTED] するまでは [REDACTED] が
よいと考えている。

以 上